

育児のための休業等の概要一覧

令和4年10月1日現在

※・・・特別休暇

制度	職種	概要	期間	給与	規程条項
【出産前後の休暇】					
産前休暇 ※	事務系職・研究職	出産する予定のある女性職員の休暇	6週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間	有給	①第18条第2項第6号
	任期付研究員				②第18条第1項第10号
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
産後休暇 ※	事務系職・研究職	出産した女性職員の休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 ※必須	有給	①第18条第2項第7号
	任期付研究員				②第18条第1項第11号
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
出産立会休暇 ※	事務系職・研究職	男性職員の妻が、出産ため入院する場合の出産立ち会いや入院手続き等のための休暇	・妻の入院の日から産後2週間の間 ・2日の範囲内	有給	①第18条第2項第9号
	任期付研究員				②第18条第1項第8号
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
養育休暇 ※	事務系職・研究職	出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまで子を男性職員が養育するための休暇	・妻の出産6週間前から出産にかかる子の1歳に達する日までの間 ・5日の範囲内	有給	①第18条第2項第10号
	任期付研究員				②第18条第1項第9号
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
【子育てに専念】					
育児休業	事務系職・研究職	子の養育のため1日を通じての休業	養育する子が満3歳に達するまで申し出た期間内	無給 (社会保険での給付有り)	③第5条から第12条
	任期付研究員	※対象者（有期雇用職員の場合） 子の1歳6ヶ月（④第5条第3項の申出にあっては2歳）到達までに契約満了かつ契約更新されないことが明らかでない者	養育する子が満3歳に達するまで申し出た期間内 ただし、任期期間の制限あり		
	無期労働契約転換職員	※1週間の所定勤務日数が2日以下の者等は対象外（無期労働契約転換職員・有期雇用職員）	養育する子が満3歳に達するまで申し出た期間内		
	有期雇用職員	※1週間の所定勤務日数が2日以下の者等は対象外（無期労働契約転換職員・有期雇用職員）	養育する子が満1歳に達するまで申し出た期間内 (保育所に入れない等の場合は最長満2歳まで可)		
出生時育児休業	事務系職・研究職	子の養育のため1日を通じての休業	養育する子が出生後8週間以内に4週間（28日）まで	無給 (社会保険での給付有り)	③第13条から第20条
	任期付研究員	※対象者（有期雇用職員の場合） 子の出生又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日まで契約が満了し、更新されないことが明らかでない者			
	無期労働契約転換職員	※1週間の所定勤務日数が2日以下の者等は対象外（無期労働契約転換職員・有期雇用職員）			
	有期雇用職員	※1週間の所定勤務日数が2日以下の者等は対象外（無期労働契約転換職員・有期雇用職員）			
【働きながら子育て】					
育児短時間勤務	事務系職・研究職	子の養育のため1日の所定労働時間を6時間とすることができる制度	養育する子が小学校就学の始期に達するまで	無給	③第33条第1項第1号、第35条、第37条、第51条
	任期付研究員	※対象外 ・1日の所定勤務時間が6時間以下である無期労働契約転換職員・有期雇用職員			
	無期労働契約転換職員	※育児のための勤務時間の短縮との重複はできない。			
	有期雇用職員				
育児のための勤務時間の短縮	事務系職・研究職	子の養育のため1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務時間の短縮が可能	・養育する子が小学校就学の始期に達するまで ・短縮時間は所定の労働時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内（30分単位） ※1日単位で短縮時間の変更・取消が可能	無給	③第33条第1項第2号、第35条、第37条、第51条
	任期付研究員	※対象外 ・1週間の所定勤務日数が2日以下の無期労働契約転換職員・有期雇用職員			
	無期労働契約転換職員	※育児短時間勤務との重複は出来ない。			
	有期雇用職員				
早出遅出勤務	事務系職・研究職	当該子を養育するために早出又は遅出勤務の請求をした場合、業務運営に支障がある場合を除き、当該職員に早出遅出勤務をさせるものとする。	養育する子が小学校就学の始期に達するまで ・始業及び終業の時刻を選択 (1) 始業時刻午前7時30分終業時刻午後4時 (2) 始業時刻午前8時30分終業時刻午後5時 (3) 始業時刻午前9時30分終業時刻午後6時 (4) 始業時刻午前10時30分終業時刻午後7時	-	③第45条から第47条
	任期付研究員				
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
保育休暇 ※	事務系職・研究職	子の保育のため、授乳や保育所送迎などを行うための休暇	・養育する子が満1歳に達するまでの期間内 ・1日2回それぞれ30分以内 ・1回にまとめて1時間以内も可能 ・1日の勤務時間が4時間以内の者は、1日1回30分以内。	有給	①第18条第2項第8号
	任期付研究員				②第18条第1項第7号
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
子の看護休暇	事務系職・研究職	負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をすること及び、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせるなどの看護するための休暇	・養育する子が小学校就学の始期に達するまで ・1年間につき子が1人の場合5日間、2人以上の場合は10日間を限度 ・半日、時間単位での取得も可	有給	③第30条、第51条第3項
	任期付研究員	※対象外 ・引き続き雇用された期間が6月に満たない、かつ、雇用契約期間が6月未満の有期雇用職員 ・1週間の所定勤務日数が2日以下の無期労働契約転換職員・有期雇用職員			
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				

制 度	職 種	概 要	期 間	給 与	規 程 条 項
【勤務制限】					
所定外勤務の免除	事務系職・研究職	職員が所定外勤務の免除を請求したときは、所定外勤務を命じない。	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間内	—	③第38条
	任期付研究員				④第38条
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
時間外勤務の制限	事務系職・研究職	職員が申し出した場合、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務の時間については、1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務を命じない。	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間内 ※申出する一の期間は1年以内に限る。	—	③第39条から第41条
	任期付研究員				④第39条から第41条
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
深夜勤務の制限	事務系職・研究職	職員が申し出した場合、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務を命じない。 ※深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間内 ※申出する一の期間は6ヶ月以内に限る。	—	③第42条から第44条
	任期付研究員				④第42条から第44条
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
【女性職員の健康管理措置】					
女性職員の健康診査等	事務系職・研究職	女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を請求した場合、1日の所定の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間について、勤務しないことを承認しなければならない。	妊娠中から出産後1年まで (1) 妊娠満23週までは4週間に1回 (2) 妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、 (3) 妊娠満36週から出産までは1週間に1回 (4) 産後1年まではその間に医師等の指示による回数 (5) 医師等の特別の指示があった場合には、第1号から第3号までのいずれの期間についてもその指示された回数	有給	①第24条
	任期付研究員				②第24条
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
妊娠中の女性職員の通勤緩和	事務系職・研究職	妊娠中の女性職員が、母子保護法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため請求した場合、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。	妊娠中	有給	①第25条
	任期付研究員				②第25条
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
妊産婦である女性職員の業務軽減	事務系職・研究職	妊産婦である女性職員が母子保護法の規程による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため請求した場合、業務を軽減し、又は他の軽易業務に就かせなければならない。	妊娠中から出産後1年まで	—	①第26条第1項
	任期付研究員				②第26条第1項
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				
妊娠中の女性職員の休憩に関する措置	事務系職・研究職	妊娠中の女性職員が請求した場合、業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休憩し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。	妊娠中	有給	①第26条第2項
	任期付研究員				②第26条第2項
	無期労働契約転換職員				
	有期雇用職員				

(規程番号)

- ①職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程
- ②無期労働契約転換職員・有期雇用職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程
- ③職員・無期労働契約転換職員育児休業等規程
- ④有期雇用職員育児休業等規程